食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 第15回牛豚等疾病小委員会及び口蹄疫疫学調査チーム第5回検討会議事録 平成22年8月24日 農林水産省 平 成 2 2 年 8 月 2 4 F 於·農林水産省第一特別会議室

> 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 第15回牛豚等疾病小委員会及び口蹄疫疫学調査チーム第5回検討会議事録

> > 典材业产学

次

| 1, | 開 | 숲 | | 1 |
|----|-----|----------|-------------------------------------|------------|
| 1, | あいさ | つ | | 1 |
| 1、 | 議事次 | 次第0 |)説明、委員の出欠状況の報告、配布資料の確認 | 2 |
| 1, | 議 | 事 | | |
| | (1) | 宫崎 | 奇県における口蹄疫の発生概要及び防疫措置について | 3 |
| | (2) | 口路 | 免疫の疫学調査に係る中間的整理について | 6 |
| | (3) | そ | の他 | |
| | | 0 | I Eによる清浄ステータス回復認定までの流れについて | 31 |
| 1, | あいさ | 50 | | 33 |
| 1, | ブルセ | マラギ | 房エライザ診断キットの活用について ······· | 34 |
| 1, | 口蹄兆 | とに対 | 汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理条件について | 38 |
| 1, | 本日の |)検討 | 対概要について | 4 3 |
| 1. | 閉 | 会 | | 44 |

開 会

○伏見国内防疫調整官 それでは、定刻より少し前でございますが、ただいまから第15回牛豚等疾病小委員会及び口蹄疫疫学調査チーム第5回検討会の合同会議を開催いたします。

あいさつ

〇伏見国内防疫調整官 それでは、開会に当たりまして、奥原消費・安全局長よりごあいさついた します。

○奥原消費・安全局長 この7月30日付けで消費・安全局長を拝命いたしました奥原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お暑い中御参集いただきまして大変ありがとうございます。

今回の宮崎の口蹄疫の件でございますけれども、御案内のとおり、7月27日午前0時をもちましてすべての移動制限は解除されているわけですけれども、まだふん尿の処理、それを踏まえた経営の再開、そういった問題も当然残っておりますし、それから日本を清浄国としてきちんと認定してもらうといった手続もこれからきちんと進めていかなければいけないと思っております。

特に本日は疫学調査チームの皆様に作成していただきました現在の時点での中間的な整理、最終取りまとめではございませんけれども、さらに調査すべきことはいろいろございますが、中間的に整理していただきましたので、それにつきまして御報告いただいて、専門的な見地からの御審議をいただければと思っております。

口蹄疫の問題につきましては、今回の経緯を十分点検をして、さらに防疫対策を見直し、改善を していかなければいけないと考えておりますので、引き続き御協力、御支援をよろしくお願いした いと思います。

よろしくお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の会議は非公開となっておりますの、報道関係者の方は御退席願います。

ここからは田原委員長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事次第の説明、委員の出欠状況の報告、配布資料の確認

○田原委員長 それでは、これから議事に入りたいと思います。

時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力ください。

初めに事務局より議事次第の説明、委員の出欠状況の報告と配布資料の確認をお願いいたします。 〇伏見国内防疫調整官 本日の議事につきましては、事務局より、宮崎県におけるこれまでの口蹄 疫の発生概要や防疫措置等を報告いたしまして、今般の発生に係る疫学調査の中間的整理について 御議論いただきます。

具体的には議事の1番目として書かれております宮崎県における口蹄疫の発生概要及び防疫措置

について、2番目といたしまして口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理について、3番目はその他となっております。その他の中の口蹄疫関連の議題が終了した段階で本日の合同会議は閉会となります。ただし、その後、牛豚等疾病小委員会の単独の議題といたしまして小委員会の皆様に牛ブルセラ病の新規診断薬の活用について御議論いただくことになっております。

本日の会議は従来どおり非公開でございますので、本日の会議が終了後、牛豚等疾病小委員会の議事概要を配布いたしますので、牛豚等疾病小委員会の皆様に御確認を願います。また、この議事概要は、追ってホームページへ掲載させていただきます。

次に、本日は牛豚等疾病小委員会8名の委員のうち、岡部委員、佐藤委員が欠席の連絡をいただいておりまして、6名の委員の方々に御出席いただいております。

疫学チームにつきましては、6名の委員の方々全員が御出席いただいております。

また、本日はオブザーバーといたしまして、有限会社バリューファーム・コンサルティングの呉 克昌先生に御出席いただいております。これまでオブザーバーとして参加していただきました小泉 先生は海外出張のため御欠席ということでございます。

なお、今回は牛豚等疾病小委員会と疫学調査チームの初めての合同会議となっておりますので、 委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、牛豚等疾病小委員会の委員長の田原委員でございます。

続きまして、寺門委員でございます。

順番は不同になりますけれど、今田委員でございます。

清水委員でございます。

疫学調査チームのチーム長を兼任する津田委員でございます。

同じく、疫学調査チームを兼任いたします明石委員でございます。

疫学調査チームの筒井委員でございます。

同チームの末吉委員でございます。

同チームの黒木委員でございます。

同委員の森田委員でございます。

先ほど御紹介しました呉オブザーバーでございます。

事務局といたしましては、先ほどごあいさついたしました奥原消費・安全局長。三浦審議官。姫田総務課長。川島動物衛生課長。ほかは省略させていただきますが、事務方が出席させていただいております。

続きまして、配布資料につきましては、お手元に資料1から4、及び参考資料として1から2をお配りしております。資料については委員限りとなっておりますので、取り扱いには御注意願います。落丁などがございましたら事務局のほうにお知らせください。

事務局からは以上でございます。

議事

- (1) 宮崎県における口蹄疫の発生概要及び防疫措置について
- ○田原委員長 それでは、早速議題のほうに移りたいと思います。

資料は皆さんおそろいですね。よろしいですね。

では、議題の1、官崎県における口蹄疫の発生概要及び防疫措置についてを事務局より御説明を

お願いいたします。

〇山本補佐 動物衛生課の でございます。 資料 1 から御説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。今回の口蹄疫の防疫措置の実施状況について概要を幾つかの観点から取りまとめております。これまでも各会議で御紹介させていただいておりますので、概要を簡単に御説明するにとどめさせていただきます。

まず発生農場ですが、292 例ありまして、21 万 1608 頭が発生頭数として殺処分の対象になっております。一連の発生を経て、移動制限・搬出制限をすべて解除されましたのが7月27日ということになっております。

防疫措置の一環として中途から発生を抑えるためにワクチン接種を開始したわけですが、こちらもワクチン接種が疑似患畜も含めると合計は 12 万 5000 頭余りということになっておりますけれども、こちらを除きますと、ワクチン接種動物として殺処分された頭数は合計で 7 万 6756 頭に上っております。

また、周辺支援としまして種々対策を打たれたわけですが、まず農林水産副大臣を本部長とします現地対策本部が設置されまして、各都道府県から獣医師等延べ2万5000名を派遣。また、自衛隊の応援については、延べ1万8720名。警察の協力も、こちらは消毒ポイント中心ということになりますが、延べ1万7800名。これに加えまして、現地においては 等畜産関係団体の御協力をいただいて種々の防疫対策がとられたということになっております。

また、消毒の徹底は極めて重要ということで、発生県及び周辺県について、特に農場段階での消毒を徹底する措置をとりました。宮崎県、大分県、熊本県、鹿児島県で家畜防疫の一環として消毒薬の配布及び散布ということを徹底しております。

また、移動制限区域・区域外で一般車両も対象に加えました消毒、あるいは散水車による幹線道路の消毒剤散布、こういった形で消毒ポイントを活用しての消毒が実施されております。これらについては口蹄疫対策特別措置法の制定に伴いまして、法に基づく対策としてさらに徹底がなされたところであります。

一方、感染経路の究明でありますけれども、1例目の分離されたウイルスにつきましては、韓国、香港、あるいはロシア等で確認されたウイルスと近縁であるということがこれまでに確認されております。

また、感染経路の究明の一環といたしまして現地での情報収集を強化するということで、民間の 臨床獣医師、こちらにもいらっしていただいておりますけれども、現地調査チームという形で組織 されまして、現地調査体制を強化するということがされております。

発生事例に係るウイルスの解析の結果といたしましては、これまでのところ1例目と都城の発生 事例を比較いたしまして、ほぼ同一で、変化していないということがわかっております。

ここから以降の資料につきましては、まず2ページ目はこれまでの一連の制限区域について図示いたしております。赤い枠内がワクチン接種区域で、点線がそれの外側で発生が確認されましたえびの市、都城市、あるいは区域周辺の日向、西都等々、発生が確認された位置関係をお示ししております。

次のページは、ワクチン接種区域を中心とした発生農場をプロットしたもので、豚発生農場が赤いプロット、牛発生農場が紫色のプロットになっております。

次のページは、同様のプロットに周辺農場、発生農場ではない農場も図示したもので、こちらに ついては三角形が豚農場で、先ほどの赤い印、紫の印以外の農場、発生農場ではない牛・豚飼養農 場ということになっております。

5ページ以降については、これも何度かおつけしている資料でございます。各地域ごとに何日に 発生が確認されて、何日に防疫措置が終了したかというのをプロットしたものですが、これもこれ までの会議と重複しておりますので、割愛させていただきます。

また、12 ページ以降につきましては、これまでの経緯を農林水産省の対応と宮崎県の対応に分けまして時系列で代表的なものを整理させていただいております。こちらもこれまでの会議で何度か御説明の機会がございましたので、こちらでは資料について御紹介するにとどめさせていただきます。

資料1については以上でございます。

〇田原委員長 それでは、これまでの御説明に対しまして御質問、御意見等がございましたら、どなたからでも結構です。どうぞ。

| | | | | | | • |
|--|----------|----------|---------|---|---|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | • | |
| | | | | | | |
| 〇明石委員 | | | | | | + * |
| ○川島動物衛生 | 上課長 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | |) |
| 〇明石委員 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 〇川島動物衛生 | 上課長 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | • | | |
| | | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | · | |
| ○田原委員長 | | | | | · | |
| 〇田原委員長 | | | | | ٠ | |
| | | | | | , | |
| 〇山本補佐 | | . | | | , | |
| ○山本補佐○田原委員長 | | | | | | |
| 〇山本補佐 | 委員の皆さん方、 | ほかにごさ | `いませんか。 | | | |

(2) 口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理について

- ○田原委員長 なければ、続きまして、議題2の口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理についてということで事務局のほうから御説明をお願いいたします。
- 〇嶋﨑補佐 動物衛生課の でございます。

それでは、疫学調査チームのほうで作成整理していただきました疫学調査に係る中間的整理につきまして資料2をもとに御説明させていただきます。

今般の口蹄疫の疫学調査につきましては、第10回の牛豚等疾病小委員会で口蹄疫疫学調査チームの設置が提言されまして、4月29日に第1回の疫学調査チームの現地調査、それから検討会が開催されまして、その後、今まで計4回の検討会が開催されています。その間、チームといたしましては計3回の現地調査がありまして、チーム長を中心に6名のメンバーで精力的に調査をしていただきました。また、途中からは現地調査チームも発足いたしまして、本日お見えの一先生ですとか、私の隣に座っておりますし何回も現地に赴きまして、きょうまで精力的に疫学調査をして、さまざまな調査結果を得ているところでございます。

これらの調査結果につきましては、最終的には報告書という形で取りまとめることになっていますが、まずは現時点での中間的な整理といたしまして、現時点でわかっている調査結果をもとに考察または推測できる範囲で疫学調査チームと事務局で原案を作成いたしました。これがお手元にあります「口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理(案)」というものでございます。

これまで高病原性鳥インフルエンザが発生したときも中間報告なるものの取りまとめを公表しているのですけれども、今般の口蹄疫につきましてもその感染源や感染経路につきまして、現地のみならず、一般世間からも関心が高く、我々といたしましても速やかにこの中間的整理を公表したいと考えているところでございます。

それでは、中間的整理の内容につきまして御説明いたします。

資料の最初の2ページは本文のアウトラインを示す概要になっていますので、実際の本文は3ページ目からになります。

まずこの中間的整理はこの概要と本文と資料で構成されていまして、さらに本文につきましては「1 口蹄疫発生の概要」、「2 分離ウイルスの性状」、「3 侵入及び伝播経路」、「4 今後の疫学調査の課題」、「5 今後の防疫対策への提言」の5章で構成されています。

まず「1 口蹄疫発生の概要」ですけれども、今回の宮崎での口蹄疫の発生は、10年前と同じ宮崎県での発生だったのですけれども、今回の発生の中心地でありました川南町は、畜産を中心といたします全国でも有数の農業生産地域であります。

今回の発生は、まず4月20日に都農町の牛飼養農家で第1例目が確認されまして、すぐに移動制限ですとか、殺処分などの防疫措置が実施されたのですけれども、その後、連続的に発生が確認されまして、4月28日には豚で初めての発生が確認され、その後、川南地区での発生を中心に発生件数が増加いたしました。

このため、5月22日からワクチンの接種が開始されまして、その後、ワクチン接種区域内での 発生件数は減少し、6月12日の発生を最後に新たな発生は認められなくなりました。

この間、4月28日にはえびの市での発生が確認され、その後、5月13日までにえびのの周辺 地域で豚飼養農家1件、牛飼養農場2件で発生が確認されていまして、計4件の発生があったので すけれども、それ以降の発生は確認されず、周辺での清浄性確認がなされたことから、6月4日に えびの市での移動制限が解除されてございます。

ワクチン接種区域の外側におきましては、都城市、日向市、宮崎市、西都市、国富町で発生が確認されてございます。

西都市では、その後1件の続発、宮崎市でも2件の続発が確認されていますが、その他の地域では1件のみの発生で終息しております。

そして、6月30日にワクチン接種家畜の殺処分、7月5日には飛び火しました疑似患畜の殺処分がそれぞれ終了いたしまして、7月27日までにすべての移動制限が解除されているところでございます。

今般の発生は宮崎県内にとどまりまして、他の都道府県への感染が拡大することはありませんでしたが、この間感染動物が摘発された農場は、牛が208戸、水牛が1戸、豚が86戸、めん羊が1戸、山羊が8戸、ダブっていますので、足すとこの数字にならないのですけれども、戸数としては計292戸での発生がありました。

また、今回の口蹄疫の発生に伴って処分されました動物の総頭数は、牛が6万 8266 頭、豚が 22 万 34 頭、その他としましては 343 頭に及んでございます。

続きまして、今度は「分離ウイルスの性状」ですけれども、まずは海外分離株との相同性ですが、 今回分離されたウイルスの血清型はO型で、本年2月及び3月に香港で、それから4月に韓国、7 月にロシア――中国の国境付近になりますが、そこで分離された株と相同率が高く、極めて近縁で あるということが判明してございます。

病原性につきましては、今回の発生事例につきましても一般的に典型的な口蹄疫の症状、つまり 牛の飼養農場では泡沫状の流涎や口蓋、舌、鼻部のびらんや潰瘍、豚の飼養農場では跛行や起立不 能を伴う蹄部のびらんや潰瘍などが認められていました。

なお、詳細につきましては、今後実施される予定であります動物の感染試験の結果を待つ必要が ありますが、この中に一応今回の発生で認められた主な症状を写真で示してございます。

続きまして、3の「侵入及び伝播経路」ですが、初期の発生事例と侵入経路については、まずは 6例目の農場における発生の経緯が示してあります。この農場には3月中旬にウイルスが侵入した ものと推察されています。

続いて、1例目と7例目の農場における発生の経緯が記されていますが、これらにつきましても 4月上旬には口蹄疫ウイルスに感染、発症した動物が存在したと推定されていまして、結果的にこ れらの初発農場の確認がおくれたことがその後の感染拡大の要因になったものと考えられています。

④は、これまでの初期の3農場のうち1農場、1例目になりますけれども、そこで3月中旬まで中国産稲わらが使用されていたことが確認されています。中国産稲わらについては、10年前の発生の際、ウイルス侵入の原因として疑われているものですが、この1例目の農場で使われていた中国産稲わらの販売業者はないなのですけれども、そこの伝票の調査から、当該稲わらのロットは中国の大連にありますなのですけれども、そこの伝票の調査から、当該稲わらのロットは中国の大連にありますない。という認定工場で加熱消毒されているものでありまして、同日通関している稲わらはいろんな農場に行っているのですけれども、そこの農場での発生が確認されていないということから、この「中国産稲わらが感染源となった可能性は極めて低い」というふうに記述いたしました。

今般の発生にかかわるウイルスが香港、韓国、ロシアで分離された株と近縁であるということを 考慮いたしますと、ウイルスはアジア地域から人、あるいは物の移動に伴って我が国に侵入した可 能性が高いと考えられています。しかし、その経路を特定するには至っていませんので、今後は初 期の発生事例を中心にアジア地域からの人や物の動きについてさらなる情報収集を進めていくこと が必要であります。

次に、(2)で感染拡大の要因についてですけれども、①、川南及び都農地区におきまして、これまでの情報の分析結果から4月20日の時点で少なくとも10農場以上に口蹄疫ウイルスが侵入していたと考えられています。前の前のページの四角で囲ってあるところに書いてあるのですけれ

ども、一部の発生農場、30農場と書いてありますが、これは抗体検査を全農場でしていまして、 今のところ発生農場のうちの206 農場の抗体検査が終わっていまして、そのうち、エライザの抗体 価が362 倍以上になっている農家が30農場あります。こういった高い抗体価を示す個体がいる農 場につきましてはかなり前に発症していたということが示唆されるということから、「異常畜の発 見に遅れがあったことも示唆された」というふうに記載してございます。

また、川南地区は農場が密集している地域でもありまして、そういったこともウイルスが伝播し やすい状況であったと考えられています。

今般の発生では豚での感染も確認されていますけれども、10例目の豚飼養農場では他の農場に 比べて高いバイオセキュリティであったにもかかわらず、堆肥の管理が厳格に行われていなかった ことが確認されており、こういったことも感染拡大の一因として考えられています。

さらに、発生農場における殺処分、埋却、これが滞りまして、環境中にウイルスが排出し続けた ことも感染拡大の大きな要因と考えられています。

②で、えびの市での発生例なのですけれども、これは川南町での7例目の関連農場ということになっていまして、同一の家畜運搬車両が両農場に入場しているということが確認されておりまして、これがウイルスの伝播に関与した可能性があるとされています。

③では、ワクチン接種区域外での発生についてなのですけれども、西都市と日向市の発生については児湯地区での発生農場と同じ飼料運搬車両が使われていたということが確認されておりまして、それによりウイルスが伝播した可能性があります。

それから、西都市内での続発では同一の家畜運搬車両を介してウイルスが伝播した可能性が高く、また別の宮崎市内での発生では農場間の距離が数百メートルしか離れていないということでございましたので、飛沫核による近隣伝搬の可能性が否定できないというふうにされています。

それから、(3)の農場間の伝播要因についてでございますけれども、①ですが、発生確認前に おいてはまだ移動制限がありませんので、家畜、堆肥、飼料、その他の畜産資材の運搬、これに伴 う従業員の移動、こういった人とか車両の動きによって伝播したことが疑われておりまして、移動 制限後も飼料ですとか、家畜などの運搬に伴う人や車両の動きが関与したというふうに考えられて います。

それ以外に②には近隣農場への伝播というのは環境がウイルスで汚染されていまして、それが飛散したりして感染が広がったですとか、③には野生の偶蹄類による伝播の可能性もあるのではないかというふうな記述をしております。

続きまして、4番目には「今後の疫学調査の課題」といたしまして、まずは海外からの侵入経路が特定に至っていませんので、それに関する調査を進めます。それから、ウイルスが入ってきた後、それがどうやって広がっていったのかについても、特に初期の3農場の関連ですとか、あとはバイオセキュリティが高いにもかかわらずウイルスが侵入した原因などについても調査を継続して、さらに検討を進める必要があるというふうにしております。

最後に、「今後の防疫対策への提言」ということなのですが、アジア地域では口蹄疫が常在している国が多く、我が国は常に口蹄疫の侵入の危険に冒されていることから、今後の我が国の口蹄疫対策を改善していく上で検討を要する点について記述してございます。

- (1)は、アジア地域を中心に海外の発生状況を常に把握し、口蹄疫の侵入防止を徹底すること。
- (2) は、踏み込み消毒槽ですとか動力噴霧器、専用の作業着ですとか長靴、こういったものが 未設置だった農場レベルでのバイオセキュリティが概して低いということから、今後はその強化が

必要であるというふうにしています。

(3) では、飼料や家畜の運搬など流通業者を含む農場間を移動する畜産関係者の衛生対策を強化すること。

4番目は、迅速な伝染病摘発のために、農家を初めとする畜産関係者に対して口蹄疫などの重要家畜伝染病の周知を図ること。また、獣医師を対象とした教育研修を実施して、伝染病の的確かつ迅速な診断を確保すること。

5番目では、口蹄疫対策の実効性を点検し、埋却地の確保や簡易診断キットの開発など必要な体制の構築に努めること。

最後、6番目といたしまして、徹底的な感染源及び感染経路の究明に当たっては防疫措置と並行し、発生直後から詳細な疫学調査を行うこと。これについてはたしか小委のほうでも早く現地で疫学調査をしたほうがいいというお話も以前あったかと思いますし、もっと早く調査を開始していればいろんなことがわかったのではないかということもありまして、記載させていただいているところでございます。

それから、その後についています資料につきましては、今回の調査によって得られた結果、すべてではございませんけれども、結果ですとか事実関係を列挙しているものでございます。

資料1は海外での発生状況、資料2は防疫対応及び清浄性確認検査、資料3は現地疫学調査チーム等による調査結果の概要、資料4は発生農場における口蹄疫発症時期の推定になってございます。 すべて本文の裏づけデータでございます。

以上でございます。

〇田原委員長 ありがとうございます。

| それでは、 | チーム長のに | まうから追加と | か補足する事項が | ございました。 | らお願いいた | します。 |
|-------|--------|---------|----------|---------|--------|------|
|-------|--------|---------|----------|---------|--------|------|

| ○津田チーム長 | | • | | | |
|---------|---|-------|---|--|--|
| | | 1 | | | |
| | | | • | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | _ | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | - | |
| | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ○清水委員 | | | | | |
| | _ | | | | |
| | | | | | |
| | | _ | | | |
| | | | | the second secon | |

| | | ļ. |
|---|---|----|
| | | |
| | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| ○筒井委員 | | |
| •, | | |
| | | |
| | • | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| ○寺門委員 | | |
| 〇寺門委員 〇田原委員長 | | |
| 〇田原委員長 | | |
| | | |
| 〇田原委員長 | | |
| 〇田原委員長 | | |
| 〇田原委員長 | | |
| ○田原委員長 ○川島動物衛生課長 | | |
| 〇田原委員長 | | |
| ○田原委員長 ○川島動物衛生課長 | | |
| 〇田原委員長 〇川島動物衛生課長 〇田原委員長 | | |
| ○田原委員長○川島動物衛生課長○田原委員長 | | |
| 〇田原委員長 〇川島動物衛生課長 〇田原委員長 〇川島動物衛生課長 | | |
| ○田原委員長○川島動物衛生課長○田原委員長 | | |

| 〇田原委員長 | - | |
|-----------------|----------|----|
| 〇寺門委員 | _ | |
| | | |
| | | ., |
| | | |
| 〇田原委員長 | | |
| | | |
| | | |
| 〇嶋﨑補佐 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| ○本明任局 | | |
| 〇寺門委員 〇田原委員長 | | |
| 〇寺門委員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 〇筒井委員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | , |

| | | v . | | | | |
|---|----------------------|-----|---|---------|---|--|
| • | • | | | • | | |
| | 〇末吉委員 | | | | | |
| | | | , | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | ○寺門委員 | | | | | |
| | 〇呉オブザーバー | | | | | |
| | | | · | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 〇田原委員長 〇伏見国内防疫調整官 | | | | | |
| | OUNTERTOR | | | | | |
| | | | | | | |
| | ○黒木委員 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | ○川島動物衛生課長 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | - | | | | |
| | | | | | · | |
| | | | | | | |
| • | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 〇黒木委員 | - | | | | |

| 〇寺門委員 | | | | |
|----------------|---|---------------------------------------|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | · |
| 〇寺門委員 | | | | v * |
| ○黒木委員 ○寺門委員 | | • | • | |
| 〇黒木委員 | · | | | |
| ○川島動物衛生課長 | | | | |
| | | | | |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | • | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 〇寺門委員 | | | | |
| | | | · | |
| 〇川田補佐 | | | | |
| ○寺門委員 | | | · | |
| ○田原委員長 | | | | |
| | | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | |
| | | | | · |
| | | | | |
| | | | • | |

| ○津田チーム長 | | | | | |
|----------------------|-----|----------|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | | |
| 〇年四 | | | | - | |
| | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| | ••• | | | • | |
| ○筒井委員 | | | | | |
| | | | | | |
| | | - | | = | |
| | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | | |
| ○筒井委員 | 1 | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | | |
| 〇田原委員長 | | · | | | |
| | | | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | | |
| 〇伏見国内防疫調整官 〇田原委員長 | | | | | |
| 〇 | | | • | | |
| | | | | - | |
| | | | | | |
| | | | | • | |
| ○清水委員 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | • |
| ○伏見国内防疫調整官 | | • | | | |
| ○寺門委員 | | | | | |
| | | | | | |
| ○津田チーム長 | | <u> </u> | | | |
| 〇寺門委員 | | | | | |
| | | | | | |

| 〇清水委員 | | | | | |
|-----------|---|---|----------|---|---|
| ○津田チーム長 | | | | | |
| | | · | | | |
| 〇寺門委員 | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | · | | |
| 〇筒井委員 | | | | | |
| 〇末吉委員 | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| 〇末吉委員 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | - | |
| 〇末吉委員 | | | • | | |
| | | | | | · |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| | | | | | |
| 〇清水委員 | | | | | |
| | • | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | <u> </u> | | |
| | | | | | |
| ○□原委員員 | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| ○津田チーム長 | | | | |
|---------------------------------------|---|-------|-----|-------------|
| | | | | |
| | | • | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| - | | | | |
| ○□医禾昌昌 | | | | • |
| 〇田原委員長 | | | | |
| 〇寺門委員 | · | | | |
| | | | - | |
| | | | | |
| | | | | |
| ○川息動物等化調度 | | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | - |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 4 9 | | _ | | |
| | | | | |
| | | | · · | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | _ ·_, | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 〇寺門委員 | | | | |
| | | | | |

| | , | | | |
|------------------------|-------|---|---------------------------------------|-----|
| | | | | |
| ○筒井委員 | | | | |
| | | | | |
| | * | | | |
| | | | | |
| | | _ | | |
| | | • | | |
| \ | | | | |
| ○今田委員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | |
| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | • |
| | | | | |
| | | | | , (|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ○△四禾号 | | | | |
| ○今田委員 | | | | |
| 〇今田委員 | | | | |
| | | | | |
| ○今田委員 ○津田チーム長 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | |
| | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | |
| ○津田チーム長 ○田原委員長 ○津田チーム長 | | | | |

| 〇川島動物衛生課長 | | | |
|------------|---|----------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | , | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○寺門委員 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 〇清水委員 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○津田チーム長 | | | |
| | • | | |
| | | | |
| | | | |
| 〇黒木委員 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | - | |
| | | | |
| | | <u> </u> | |
| ○田原委員長 | | | |
| 〇伏見国内防疫調整官 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 〇田原委員長 | |
|--|---|
| 〇姫田総務課長 | |
| 〇黒木委員 | |
| 〇姫田総務課長 | |
| | |
| 〇呉オブザーバー | |
| | |
| 〇姫田総務課長 | |
| 〇呉オブザーバー | |
| 〇黒木委員 | |
| 〇川島動物衛生課長 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | • |
| 〇呉オブザーバー | |
| | |
| | |
| 〇川島動物衛生課長 | |
| • | |
| | |
| 〇吳オブザーバー | |
| | |
| | |
| | |
| 〇呉オブザーバー | |
| | |
| ○姫田総務課長 | |
| | |
| | |
| 〇田原委員長 | |
| ○黒木委員 | |
| | |
| | |
| ○姫田総務課長 | |
| ○黒木委員 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ | |
| 〇姫田総務課長 | |
| ○黒木委員 | |
| | |

| ○田原委員長 | | |
|-----------|-------|-----|
| | | |
| 〇寺門委員 | | |
| | • | |
| 〇筒井委員 | | |
| 〇寺門委員 | | |
| | | |
| ○筒井委員 | | |
| 〇田原委員長 | | |
| | | · · |
| ○筒井委員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | · | |
| | | |
| | | |
| | | • |
| 〇寺門委員 | | |
| | • | |
| 〇川島動物衛生課長 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| ○去眼禾島 | | |
| ○寺門委員 | | 1 |
| | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | , |
| | | |
| | | |
| | | |

| ○清水委員 | | |
|-----------|--|--|
| ○川島動物衛生課長 | | |
| | | |
| ○筒井委員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 〇寺門委員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | |
| | | |
| | | |
| ○筒井委員 | | |
| | | |

| 〇呉オブザーバー | | | |
|-------------------------------------|----------|---|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | , | |
| | | • | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | |
| | <u> </u> | • | · . |
| 〇田原委員長 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○黒木委員 | | | |
| O MV 1 - SE PC | | | |
| | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | |
| | | • | |
| | • | | |
| ○田原委員長 | | | |
| ○川島動物衛生課長 | | | |
| ○田原委員長 | | | · |
| ○川島動物衛生課長 | | | |
| | | | • |
| 〇田原委員長 〇黒木委員 (日本) | a e | | |
| 〇田原委員長 (日本) | | • | |
| 〇四 /// 〇四 // 〇 | • | | ٠. |
| ○森田委員 | | · | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○川島動物衛生課長 | | | |

| 〇森田委員 在 |
|--|
| |
| ○伏見国内防疫調整官 |
| 〇森田委員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| ○川島動物衛生課長 |
| 〇森田委員 |
| |
| ○川島動物衛生課長 |
| ○田原委員長 ほかにないですか。 |
| なければ、この議題2はこれで一応終わりたいと思います。 |
| |
| (3) そ の 他 |
| OIEによる清浄ステータス回復認定までの流れについて |
| |
| ○田原委員長 続きまして、議題3、その他ですが、まず資料3に基づきまして今後の○IEの清 |
| 浄国ステータス復帰について、事務局より説明をお願いいたします。 |
| 〇嶋崎補佐 それでは、時間が押しておりますので、簡単に資料3について御説明させていただき |
| ます。 |
| OIEによる清浄ステータス回復認定までの流れという形なのですけれども、まず矢印のある図 |
| があると思いますけれども、7月5日に、先ほど説明しましたように、最後の疑似患畜の埋却が終 |
| 了しています。OIEの基準ですと、3カ月後にステータス回復の申請ができるとなっていますの |
| で、日付けは3カ月たちますと10月6日以降にOIE清浄ステータス回復の申請が可能になりま |
| す。今、それに向けての資料の整備をしているところでございますけれども、10月6日以降にス |
| テータス回復申請書を提出いたす予定でいます。 |
| そうしますと、12月7日から9日の間に口蹄疫の専門家会合というのが開かれまして、まずに |
| ーたん専門家による申請書に関しての検討がありまして、その後、来年になりますけれども、2月 |
| 3日から9日の間に、これは定例の会議なのですけれども、OIEの科学委員会が開かれまして、 |
| この中で清浄ステータスの回復認定がされるという一連の流れになっています。一部の報道では |
| 月のOIEの総会で正式決定されるというものがありましたけれども、それは間違いでして、2月 |
| の科学委員会で決定されるという形になっています。 |
| 次のページからはOIEの今言いました口蹄疫の清浄性を認定する場合には加盟国は書類を出し |
| さなさいよと。3ページ目からは書類のコンテンツが紹介されているという形になっています。 |
| 時間が押していますので、簡単ですけれど、以上で終わりたいと思います。 |
| 〇田原委員長 では、この議題3について御意見、御質問等がありましたらどうぞ。 |

○嶋﨑補佐

| | | - | | | | |
|-----------|------|---|---|----|---|---|
| 〇田原委員長 | | | | | | |
| 〇嶋﨑補佐 | | | | | | |
| 〇田原委員長 | •. | | • | | • | |
| | | | | | | • |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | | |
| 〇寺門委員 | | | · | | | |
| 〇川島動物衛生課長 | | | | | • | |
| 〇田原委員長 | | | | i. | | |
| ○川島動物衛生課長 | | | | | | |
| | | | | | | |

○田原委員長 ほかにございません。

よろしいですか。

進めさせていただいていいですか。

よろしいですか。

では、牛豚等小委員会と疫学調査チームの合同会議につきましては一応これで閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〇伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

この後、プルセラ病エライザ診断キットの活用について、牛豚等疾病小委員会において議論いただきますけれども、今委員長がおっしゃったとおり、疫学調査チームとの合同会議はこれで終了でございます。中間的な整理につきましては、本日の検討結果を踏まえまして 委員長、 チーム長と調整の上、可能な限り早く公表したいと思っております。中間的整理の公表後は最終報告書の作成及び公表に向けまして再度御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あいさつ

〇伏見国内防疫調整官 それでは、合同会議の終了に当たりまして、最後に動物衛生課長からあい さつをさせていただきます。

〇川島動物衛生課長 大変忙しいところにお集まりいただきましてありがとうございました。おかげさまでこういう状況になってきておりますけれども、先ほど来議論しておりますように、まだまだ周辺国でのリスクはあるということですし、疫学調査についても引き続き調べていかないといけないところがまだまだあるということですので、これからも引き続きよろしく御指導をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○伏見国内防疫調整官 それでは、疫学調査チームの方及び■オブザーバーについてはこれで終了

でございますので、よろしくお願いいたします。小委と兼任の方はもちろんまだ続きますので……。

ブルセラ病エライザ診断キットの活用について

○伏見国内防疫調整官 それでは、引き続き牛豚等疾病小委員会の議事を進めますが、ブルセラ病エライザ診断キットの活用についてとなりますので、本議題については開発に携わりました委員、 製薬会社の委員の方には一時御退席いただきます。

したがいまして、 委員、 委員、 委員、 委員以外の方は、別室を用意しておりますので、 一時御退席をいただきたいと思います。

それでは、進行を再びる委員長のほうにお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

〇田原委員長 それでは、ブルセラ病エライザ診断キットの活用についてということで議題に入り たいと思います。

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○嶋﨑補佐 それでは、資料4-1と、今配布させていただきました右上に「要回収」と書いてあります薬事法に係る承認申請の資料でございます。これを使いまして御説明させていただきます。

家畜伝染病の1つでありますブルセラ病につきましては、家伝法に基づくサーベイランスや病性 鑑定で本病の検査が実施されておりまして、乳用牛を中心に年間約30万頭が検査されているとこ ろでございます。

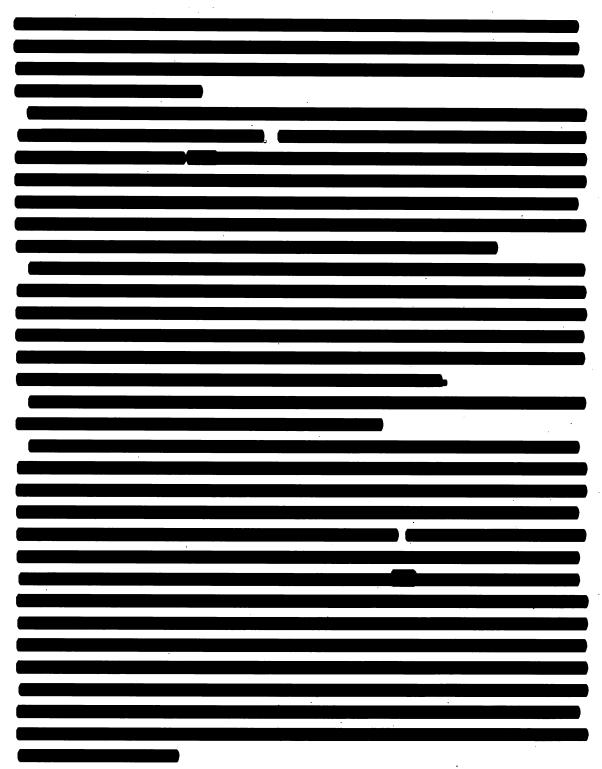
具体的な検査方法につきましては、家伝法の施行規則に詳述されているのですけれども、基本的には急速凝集反応、試験管凝集反応、補体結合反応、これらの組み合わせ、または細菌検査により判定しているところでございます。

また、輸入検疫牛の検査につきましては、法律上検査法が定められているわけではありませんけれども、動物検疫所におきまして同様の検査、判定が行われているところでございます。

ところで、OIEの基準では国際取引に係る牛のブルセラ病の血清学的検査は補体結合反応、エライザ、蛍光偏光測定法の組み合わせで行うというふうにされておりまして、また試験管凝集反応につきましては、感度ですとか特異性に問題がありまして、OIEもそのことについてはエライザですとかFAのほうが望ましいと言っております。

そこで、今般ブルセラ病の診断薬としてエライザのキットが製造販売されることになりましたので、家伝法の施行規則を改正しまして、牛のブルセラ病の患畜の検査は補体結合反応とエライザによる血清学的検査または細菌検査によって行うこととしたく、本日はそれについて御意見を賜りたいということでございます。

| , (| |
|-------|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| , | |
| | |
| | · |
| | |



なお、本キットは牛の血清のみに使用できるというふうな承認の内容になっていますので、牛以外の家畜、つまり豚ですとか、めん山羊、これのブルセラの診断にはこのキットは使用できませんので、豚、めん山羊のブルセラの診断については従来どおり、この前のページのこの複雑は方法でやらなければなりませんが、牛についてはエライザを導入することでこの簡単な検査ができるという形になっています。

以上でございます。

| 御意見のほう、よろしくお願いいたします | . | | |
|---------------------|--------------|-----------|------|
| ○田原委員長 ありがとうございます。 | | | |
| 先生としたいらっしゃいませ | せんけれど、御意 | 意見ございますか。 | |
| 〇明石委員 | | | |
| ○津田チーム長 | - | | |
| | | | |
| 〇嶋﨑補佐 | | | |
| | | | |
| | | · | |
| ○津田チーム長 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○嶋﨑補佐 | | | |
| | ų. | | |
| | | | |
| ○津田チーム長 | | | |
| 〇田原委員長 | | | |
| 〇伏見国内防疫調整官 | | | |
| | | | |
| 〇大友課長 | | | |
| _ | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | - | - | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | * . | | |
| 〇田原委員長 | | | |
| OHMAGE | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | · · |
| 〇伏見国内防疫調整官 | • | | |
| 〇田原委員長 | | • | |

口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理条件について

〇伏見国内防疫調整官 では、ほかの委員の方に戻っていただきますので、少々お待ちください。 それでは、再開させていただきます。

当方から1点お諮りしたいことがございまして、官崎県のほうから「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理条件について」という協議がきておりますので、その点について御助言いただきたく、 のほうから御説明させていただきます。

〇山本補佐 それでは、御説明させていただきます。

宮崎県では発生農場、あるいはワクチン接種農場における家畜の殺処分が終了した後、農場内に 家畜の排せつ物等が残されている場合には、2段階の処理をするということで条件を定めておりま す。

それについては、1枚めくっていただいて別添というのがあるのですが、ここに「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理について」ということで、宮崎県と適切な処理の方法を取り決めまして、こちらの内容については小委の先生方の御意見もいただいて御確認いただいたところなのですけれども、2段階と申しますのは、1つにはシートで被覆した後、一定期間ということで発生農場については42時間、ワクチン接種農場については最低7日間、これも実際には7日間ということではなくて、35日とか相当の期間置いているのですけれども、こうした静置期間を経た上で、最終的に堆肥化をしようと。堆肥化の確認の要件として、中心温度が60℃以上になるように堆肥化処理を行うことということを取り決めております。

この2段階にしている趣旨は、堆肥化の際には切りかえしが必要になるのですけれども、その切りかえしの際にウイルスが実際に残存している状況ですと安全な切りかえしができない。粉じんが舞うというようなことともあるだろうということで、堆肥化の前に十分にウイルス量を抑えて、最終的な念のための措置として堆肥化をするということで、安全の確保に万全を期すという考え方からこうした処置を取り決めております。

一方で、中心温度 6.0 で以上というのは、一般的な優良な堆肥化の際には 6.0 でを満たせるだろうということで、条件は 6.0 で一本で取り決めていたのですけれども、実際には家畜の飼養形態、あるいは畜種によって堆肥のコンディションにかなかりばらつきがありまして、水分量が多い等の理由によって 6.0 でを厳密に達成することは難しい事例もあることがわかってまいりました。こちらにつきましては、御存じのとおり、6.0 でなければウイルスが死滅しないということではなくて、温度が高くなればなるほど不活化に要する時間は短くなるというのが実際でして、それより低い温度であっても適当な長い期間をかけることによってウイルスの不活化は期待できるというのが実際でございます。

今回の60℃を持ってきた根拠なんですけれども、ページを振ってなくて恐縮なんですが、後ろ

から1枚めくっていただくと※2という資料があるのですけれども、こちらはニュージーランドの研究で口蹄疫ウイルスの不活化条件について取りまとめた総説を抜粋してきた部分なのですけれども、温度と90%不活化、ログ1のリダクションにかかる時間をまとめたものです。こちらに61℃であれば30秒ですということが載っているものですから、実際に堆肥の温度60℃を計測して達成されていればウイルスの不活化、ここでは10分の1への減弱ではありますけれども、それ以前に静置によってかなり時間がかかってウイルスが減弱されていることも考慮すれば、それで有効なウイルスの死滅が期待されるだろうということで、60℃という要件を取り決めたところであります。

今回宮崎県から、さきに申し上げました堆肥のコンディションがさまざまであるといったような事情を踏まえまして、ここに示されております5.5 \mathbb{C} 、あるいは4.9 \mathbb{C} 、4.3 \mathbb{C} の要件についても要件の対象にできないかということで協議がございました。

この際の処理時間なのですけれども、こちらで示されております55であれば2分、あるいは49であれば1時間といった要件をさらに6倍しまして、その心は10分の1のリダクションではなくて、ログのマイナス6乗のリダクションを要件として、念には念を期すという観点から、そういったハードルを設けて、それを確実に満たしていることを担保することによって、60の計測と同等とみなずことはできないかということで協議がきております。

今回の要件であれば、6時間、あるいは45時間といったインターバルがあるものですから、そこをどう確認するかという部分については、1枚目の協議文の2のところですね。確認の方法ということで示しておりますけれども、1つには、直接家畜防疫員等確認をする者が6時間間隔で検査に赴いて実際に温度を確認するとか、あるいはそれに相当する農場側からの写真等の客観的資料に基づいて判断するとか、あるいはわずかに温度が下回っている等の場合であっても、堆肥等の専門知識を有する者がその責任において県の職責を受けて確認をした場合にはこれと同等とみなすことができるのではないかということで、県から正式に協議がきております。

当然堆肥化の状態については、表面部分と中心温度部分と温度差が生じることも想定されますので、下がっても10℃以内であることを確認しましょうと。表面温度が、例えば40℃であれば、中心温度はそれよりも10℃以上高いということは期待しないで、10℃以内であるというふうに考えましょうと。逆に言えばそういうことになるのですけれども、そういった要件を課してきております。

宮崎県からの協議の内容は今申し上げたような形なのですけれども、そもそも60℃の根拠としております文献の値をそのまま引用してきていること、あるいはさらにその6倍の長時間処理を規定していること、またその確認の方法についても妥当と考えられることから、こちらの協議については当方から妥当と考えられる旨の回答をしたいと考えておりますので、このことについて御意見があればお伺いしたいと考えております。

〇田原委員長 今、堆肥の処理の件について御説明いただきましたけれども、御意見がございますか。

| 〇山本補佐 | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| ○清水委員 | | | | | |

| | | | | ···· | |
|--|---|---|----------|-------|---|
| | - | | | - | |
| 〇山本補佐 | | 1 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | _ | | • |
| 〇今田委員 | | | • | | |
| 〇山本補佐 | | | _ | | |
| | | | | | |
| 〇今田委員 | | | | | |
| 〇山本補佐 | | | | | |
| | | | | _ | |
| ○海田子)夏 | | | | | |
| ○津田チーム長 ○山本補佐 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | | |
| | | | | | |
| ○山本補佐■■■ | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | | | |
| ○山本補佐 | | | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | _ |
| 〇山本補佐 | | | | | |
| | | | | | |
| | | , | | | |
| 〇田原委員長 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ○津田チーム長 | | | <u> </u> | | |
| ○山本補佐 | | | | · · · | |
| | | | | | |

| ○津田チーム長 | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| | | | |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| | | | , |
| 〇 姫田総務 課長 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○田原委員長 | | | · |
| ○寺門委員 | | | |
| | | · | |
| | | • | |
| ○田原委員長 | | | , |
| | | | |
| ○寺門委員 | | | • |
| 〇田原委員長 | | | |
| | | | |
| それでよろしいですか。 | | | • |
| 以上ですかね。 | | , | |
| クルリアウサウの の出見中サウのではなるよなががしる。 | - 4°1 \ - 1 +- | | |

本日の検討概要について

○伏見国内防疫調整官 本日の検討の概要についてただいま事務局の案をお配りいたします。今回 の場合はそれほど細かくというか、大体の概要をこちらのほうでつくらせていただきましたので、 特段御意見があればと思います。

読み上げます。

- 1 宮崎県における口蹄疫の発生概要及び防疫措置について
- (1) 4月20日に宮崎県内の牛飼養農場において確認された口蹄疫については、川 南町・都農町を中心に発生数が増加し、えびの市等の遠隔地での発生も含め、7 月4日まで292例が確認された。今回の発生に対しては、移動制限や殺処分を 中心とした防疫措置に加え、5月22日から川南町及びその周辺地域で、ワクチ ン接種及び接種家畜の殺処分を行った。7月5日までに全ての家畜の殺処分が終 終了し、7月27日に今回の発生に係る全ての移動制限が解除された。
- (2) 現在、今般の発生に係り、疫学調査チーム等による調査や第三者による検証委 員会による検証が行われており、この結果等も踏まえつつ、家畜伝染病発生時の 危機管理体制を再検討し、防疫対応を万全を期していくこととされた――防疫対 応の万全を期していくこととされた。
 - 2 口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理について

口蹄疫疫学調査チーム等により、これまでの現地調査、臨床症状及び抗体検査の結果を 踏まえた疫学調査に係る中間的整理について報告があり、内容について妥当と判断されたが、 引き続き疫学調査を進めることとされた。また、本整理については広く関係者に周知し、本病 の予防やまん延防止に活用していくととされた。

3 その他

新規に承認されたブルセラ病の新規診断薬 (ブルセラ病エライザ診断キット (牛 用)) について、家畜伝染病予防法施行規則別表第1に定める方法として差し支えな いとされた。

以上でございます。

概略だけ今回は簡潔にまとめさせていただきました。

先ほど1の(2)の最後の行に「防疫対応の万全を期していく」と修正させていただきます。

- ○清水委員
- 〇伏見国内防疫調整官 |

それでは、小委員会終了後に従来どおりホームページにこの概要を掲載して、公表させていただきたいと思います。

閉 会

- 〇伏見国内防疫調整官 それでは、議事の終了に当たりまして、最後に動物衛生課長からごあいさ つ申し上げます。
- 〇川島動物衛生課長 本日は、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

また、いつものことですが、
座長には大変効率的な議事運営をしていただきましてありがとうございました。実は
座長におかれましては、御都合がございまして、今回をもって委員を御退任されるというようなことになっております。新しい委員の選任等についてはまた当方で検討して御連絡申し上げたいと思いますけれども、
委員長には大変ありがとうございました。お世話になりました。

また、先ほども申しましたけれども、口蹄疫対策、これからも引き続きやっていかなければならないという課題でございますので、引き続き委員の方々には今後とも御指導、御協力をいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

——以上——